

令和7年 No.2

○国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

大学発ベンチャー支援をより機動的に行うこと並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

1月8日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年1月9日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第1号

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程（令和2年規程第29号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程の一部改正について

改正理由：大学発ベンチャー支援をより機動的に行うこと並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当する企業又は法人（以下「企業等」という。）をいう。 (1) 〔省略〕 (2) 〔省略〕 (3) 本学職員又は学生等であった者が、退職、<u>退学</u>、修了又は卒業の後、3年以内に本学が所有する知的財産権又は研究成果等に基づき企業等の設立者となり、又はその設立に深く関与するなどして設立したもの <u>(支援の申請)</u> 第3条 第6条の支援を受けようとする企業等は、別に定める大学発ベンチャー支援申請書を学長に提出しなければならない。 (申請の条件) 第4条 <u>前条の申請</u>には、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。 (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。 (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。 (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。 (4) 本学職員が設立したものにあつては、国立大学法人東京学芸大学職員兼業規則（平成16年規則第11号）、その他関係規程等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること。	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当する企業又は法人（以下「企業等」という。）をいう。 (1) 〔省略〕 (2) 〔省略〕 (3) 本学職員又は学生等であった者が、退職、修了又は卒業の後、3年以内に本学が所有する知的財産権又は研究成果等に基づき企業等の設立者となり、又はその設立に深く関与するなどして設立したもの <u>(支援内容)</u> 第3条 本学は、次の各号に掲げるもののうち、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容に応じ、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、<u>同号に掲げる支援を行うことができる。</u> (1) <u>「学芸大発ベンチャー」と称することを認めること。</u> (2) <u>学長が特に認める場合において、本学の施設・設備の使用を認めること。</u> (3) <u>本学の施設を利用する場合において、第5条に定める支援期間内に限り大学発ベンチャーの登記住所を当該施設の住所とすることを認めること。</u> (4) <u>本学が所有する知的財産権、ノウハウ等を使用に関する優遇措置を設けること。</u> (5) <u>その他、学長が必要と認めること。</u> 2 <u>〔省略〕</u> <u>(支援の条件)</u> 第4条 <u>本学から大学発ベンチャーの支援を受けようとする企業等</u>は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。 (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。 (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。 (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。 (4) 本学職員が設立したものにあつては、国立大学法人東京学芸大学職員兼業規則（平成16年規則第11号）、その他関係規程等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること。

(審査)

第5条 大学発ベンチャーへの支援の可否等は、教育実践研究推進本部（以下「推進本部」という。）において審査する。

2 推進本部は、審査にあたって、次の各号に掲げる者の意見を聴くことができる。

(1) 教育インキュベーションセンター長

(2) その他学長が必要と認めた者

3 審査に関して必要な事項は、別に定める。

(支援内容)

第6条 学長は、企業等に対し、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、別に定める支援を行うことができる。

2 支援期間は、5年を超えない範囲で、学長が必要と認める期間とする。

(支援の決定)

第7条 学長は、第5条に基づく審査を経て、支援の可否を決定するものとする。

2 学長は、前項により支援を可とした場合には、別に定める大学発ベンチャーへの支援内容を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 学長は、大学発ベンチャーへの支援の可否を決定したときは、別に定める大学発ベンチャーへの支援決定通知書又は大学発ベンチャーへの不支援通知書により、申請者に通知するものとする。

2 大学発ベンチャーへの支援を決定した場合には、推進本部のウェブサイトに掲載するものとする。

(支援決定に附帯する手続き)

第9条 前条第1項の規定に基づき支援決定通知を受けた大学発ベンチャー（以下「認定大学発ベンチャー」という。）の代表者は、本学の関係規則等に従い、支援内容に応じ、本学において必要となる手続を執らなければならない。

(損害賠償)

第10条 第7条第2項の支援を受けたことによって認定大学発ベンチャーに損失及び損害が生じた場合でも、本学はいかなる法的責任も負わないものとする。

(支援期間)

第5条 大学発ベンチャーへの支援期間は、5年を超えない範囲で、学長が必要と認める期間とする。

(支援の申請)

第6条 第3条第1項各号に掲げる支援を受けようとする企業等は、大学発ベンチャー支援申請書（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 大学発ベンチャーへの支援の可否等は、教育実践研究推進本部において審査する。

2 推進本部は、審査にあたって、次の各号に掲げる者の意見を聴くことができる。

(1) 教育インキュベーションセンター長

(2) その他学長が必要と認めた者

3 審査に関して必要な事項は、別に定める。

(支援の決定)

第8条 学長は、第6条の申請があったときは、教育実践研究推進本部の審査を経て、支援の可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第9条 学長は、大学発ベンチャーへの支援の可否を決定したときは、大学発ベンチャーへの支援決定通知（別紙様式2）又は大学発ベンチャーへの不支援通知（別紙様式3）により、申請者に通知するものとする。

2 大学発ベンチャーへの支援を決定した場合には、教育実践研究推進本部のウェブサイトに掲載するものとする。

(支援決定附帯する手続き)

第10条 前条第1項の規定に基づき支援の決定を受けた大学発ベンチャー（以下「認定大学発ベンチャー」という。）の代表者は、本学の関係規則等に従い、支援内容に応じ、本学において必要となる手続を執らなければならない。

(事業報告等)

第11条 認定大学発ベンチャーの代表者は、第6条第2項に定める支援期間の年度毎、当該企業等の決算日から3ヶ月以内に、事業報告書、収支決算書及びその他参考となる書類を学長に提出しなければならない。

2 〔省略〕

(支援の決定内容の解除)

第12条 認定大学発ベンチャーの代表者は、第6条第2項に定める支援期間内において、任意の様式により、支援決定内容の全部又は一部の解除を申出ることができる。

2 学長は、前項の申出を受けたときは、推進本部の議を経て、その取扱いを決定するものとする。

(支援の決定の取消し)

第13条 学長は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の決定を取消することができる。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 事業活動の実態がなくなった場合
- (4) 第11条第1項の事業報告を拒否した場合
- (5) その他認定大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないと学長が認めた場合

2 学長は、支援の取消しを決定したときには、別に定める大学発ベンチャーへの支援の決定の取消通知書により、申請者に通知するものとする。

第14条～第16条 〔省略〕

(事業報告等)

第11条 認定大学発ベンチャーの代表者は、第5条に定める支援期間の年度毎、当該企業等の決算日から3ヶ月以内に、大学発ベンチャー事業報告（別紙様式4）により、事業報告書及び収支決算書を学長に提出しなければならない。

2 〔省略〕

(支援の決定内容の解除)

第12条 認定大学発ベンチャーの代表者は、第5条に定める支援期間内において、任意の様式により、支援決定内容の全部又は一部の解除を申し出ることができる。

2 学長は、前項の申し出を受けたときは、教育実践研究推進本部の議を経て、その取扱いを決定するものとする。

(支援の決定の取消し)

第13条 学長は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 事業活動の実態がなくなった場合
- (4) 第11条第1項の事業報告を拒否した場合
- (5) その他認定大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないと学長が認めた場合

第14条～第16条 〔省略〕

別紙様式1

大学発ベンチャー支援申請書

年 月 日

国立大学法人 東京学芸大学長 殿

申 請 者 社 名

代表者名

住 所 〒

Tel/Fax

E-mail
関与教員 所 属
職・氏名

下記のとおりに、大学発ベンチャーの支援を申請します。
なお、支援を許可されたうへは、本規定及びその他の諸規則を遵守することを
誓約します。

記

1. 支援希望内容

(1) 大学発ベンチャーの称号「国立大学法人東京学芸大学発ベンチャー」の使用

☐ 希望無

☐ 希望有

(2) 本学施設・設備の使用

☐ 希望無

☐ 希望有（希望する施設・設備：）

(3) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を受けるこ
と

☐ 希望無

☐ 希望有（内容、知的財産権等：）

(4) 本学施設の使用許可期間中に限り、登記住所を（2）の施設の住所とするこ
と

☐ 希望無

☐ 希望有

(5) その他の希望

2. 支援希望期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 添付書類

(1) 履歴事項全部証明書

(2) 定款

(3) 企業等の概要

(4) 事業計画

(5) （設立の準備を行っている場合）準備の状況、設立時期の目途

(6) 活用する知的財産権又は研究成果等の概要、事業との関連

- (7) (6)と事業との関連を示す資料
(8) その他本部長が特に必要と認めた資料等

※ 「1. 支援希望内容」に記載する希望事項は、別紙添付可とします。
ただし、審査の結果、希望に添いかねる場合もありますので、ご承知おきくだ
さい。

※ 国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程第3
条第2項に定めるとおり、大学発ベンチャーの支援を受けたことによって生じた
損失及び損害について、本学はいかなる法的責任も負わないものとします。

別紙様式2

大学発ベンチャーへの支援決定通知

年 月 日

様

国立大学法人 東京学芸大学長

○ ○ ○ ○

年 月 日付で申請のあった大学発ベンチャー支援について、下記のとおり
支援を決定したので通知する。

記

1. 支援決定内容

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2. 支援期間

年 月 日 から 年 月 日

3. その他

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程及び
本学関連規則等を遵守すること。

別紙様式3

不支援決定通知

年 月 日

様

国立大学法人 東京学芸大学長

○ ○ ○ ○

年 月 日付で申請のあった大学発ベンチャー支援について、申請内容を
慎重に審議した結果、下記の理由に基づき不支援を決定したので通知する。

記

(理由)

別紙様式4

大学発ベンチャー事業報告

年 月 日

国立大学法人 東京学芸大学長 殿

申請者社名

代表者名

住所〒

Tel/Fax

E-mail

<u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年1月9日から施行する。</u>	<u>国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり事業報告をいたします。</u> <u>記</u> <u>提出書類</u> <u>（1）事業報告書</u> <u>（2）収支決算書</u> <u>（3）その他</u>
--	---